平成２２年（フ）第１８５６号
仙台市宮城野区福室５丁目23番８－304号
破産者　鈴木　淳子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
仙台市宮城野区東仙台２丁目９番５号　ビレッジオン東仙台202
破産者　佐々木祐子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９３号
川崎市麻生区細山１丁目７番１－308号　シャンポール
破産者　高津　　実
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５６号
川崎市川崎区鋼管通１丁目18番９号　鋼管通ハイツＢ号棟42号室
破産者　松田みち子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６７号
川崎市川崎区渡田２丁目７番９号　サカエマンション202、前住所川崎市幸区遠藤町42番地
破産者　渡部　令子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７４号
川崎市幸区小倉1258番地　辰美荘Ａ－101、前住所川崎市幸区小倉929番地
破産者　齊木美智子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７７号
川崎市幸区小向町13番13号　ユナイト矢口渡弐番館205、前住所川崎市幸区南幸町２丁目15番地２　ハレマハナ川崎ＷＥＳＴ403
破産者　中島　幸徳
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
東京都北区神谷３丁目47番12―203号　グランド・ステータスＮＡＯＩ
破産者　岡田　力也
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
川崎市川崎区本町１丁目８番地３　東急ドエルアルス川崎502
破産者　大木　　勉
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７０号
川崎市幸区南加瀬３丁目31番12―302号　パーラメントⅡ、前住所川崎市幸区南加瀬３丁目20番18―513号　シティウインズ新川崎弐番館
破産者　伊藤　律子
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
川崎市麻生区千代ヶ丘７丁目５番地２　グリーンハイツ千代ヶ丘Ｂ―103、前住所川崎市麻生区向原１丁目９番23号　テラスハウスＡ－２号
破産者　木村　　勇
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
石川県かほく市高松ウ47番地、住民票上の住所石川県かほく市高松ノ32番地１
破産者　羽田　俊哉
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
金沢市暁町21番14号
破産者　野村　誠一
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２１号
名古屋市千種区春里町２丁目37番地の２　本山ヒルサイドヴィラ203号
破産者　鵜川　　徹
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４２号
名古屋市守山区小幡千代田３番10号　ライオンズマンション小幡千代田805号
破産者　福森　智浩
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４３号
名古屋市守山区小幡千代田３番10号　ライオンズマンション小幡千代田805号
破産者　福森ちはる
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８３７号
大阪府三島郡島本町江川２丁目１番16号４
破産者　林　　信也
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８３８号
大阪府三島郡島本町江川２丁目１番16号４
破産者　林　　春美
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７７３号
大阪市福島区福島４丁目４番18号、開始決定時の住所大阪市福島区玉川４丁目４番９号
破産者　五十住義美
1　決定年月日　平成23年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部